

広島市告示（佐伯区）第37号
令和 8年 4月 17日

平成9年7月10日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した上沖町内会（代表者 新宅 健雄）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者氏名及び住所

坂本 至

広島市佐伯区五日市町大字石内1250番地